

令和2年度 第9回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和3年1月20日(水) 午前10時00分～午前10時30分

2、会議場所 播磨町役場 3階 BC会議室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主査 青田 修伍 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消のこと

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処理報告
のこと

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告
のこと

令和2年度 第9回播磨町農業委員会

日時：令和3年1月20日

開会 午前10時00分

- 議長 ただいまから令和2年度第9回播磨町農業委員会を始めます。
- 本日の出席委員は10名中10名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。
- 次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、2番の大辻委員と4番の木村委員にお願いいたします。
- それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。
- 議案第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 それでは、1番を現地調査された木村委員の御報告をお願いします。
- 木村委員 1番の[REDACTED]番地ですが、次の4ページの図面で示された、[REDACTED]番の赤く囲まれた部分です。この土地自体は全く道には接していませんが、この土地の北側の道路との間に1つ宅地がありまして、その土地と一緒に売却されるということです。それによってこの土地に進入路ができるということで確認しております。付近もほとんど宅地で、転用についてはとくに問題はないと思います。以上です。
- 議長 説明、報告が終わりました。ほかの委員の方で、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 （異議なし）
- 議長 特に意見、質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。続きまして、2番を現地調査された中

野委員の報告をお願いいたします。

○中野委員

地図は6ページ、写真は7から8ページになります。

場所は[]の[]交差点から100メートル東側の道路を南のほうへ80メートル進んだ左手付近の土地です。現況は、農地として保全管理の状況にあります。届出は[]と[]で、分譲住宅用地として利用される予定です。

進入路につきましては、東側に隣接する[]の分譲住宅への通路が整備されており、問題ないと思います。また、北側に届出人所有の農地が残りますが、これについても近い将来に宅地化されると御本人から伺っております。報告は以上です。

○議長

他の委員の方で、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○委員

(異議なし)

○議長

御意見、御質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。続きまして、3番を現地調査された中野委員の報告をお願いいたします。

○中野委員

地図は9ページ、写真は10から13ページになります。

場所につきましては、[]の北側で、[]という寺がありますが、その西側に隣接しています。保全管理されている一つの農地に見えますが、中身は3筆に分かれています。このうち[]と[]は既に宅地として農地転用がなされておりますので、今回の届出からは除外されます。進入路につきましては、町道と[]に面しており問題はないと思います。転用後は分譲住宅用地として利用される予定です。また、周囲には農地がありませんので、ほかの農地に被害を与えることもありません。転用についてとくに問題はないものと思われます。以上です。

○事務局 (事務局より補足説明)

諸事情によりこの届出は一旦取下げになります。登記完了後に再度届出が提出されますが、今回現地調査でも特に問題はなかったので、書類の内容確認後は専決処理ということで受理したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 (異議なし)

○議長 それでは、続きまして、4番を現地調査された福壽委員の報告をお願いします。

○福壽委員 失礼します。14ページ、15ページを御覧いただきたいと思います。南側と西側はもう宅地化されておりまして、住宅も建っております。進入路につきましては、東側と北側にも道路になっておりますので、支障はないかと思えます。

土地の現況は耕しているというか、保全管理もきっちりできておりましたので、支障はないと考えております。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○委員 (異議なし)

○議長 御意見、御質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。

次に、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消しのことを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明 (別紙参照)

11月に提出されました農地転用届出の内容に変更がありましたので、一旦取下願を出していただいて、再度届出を出していただくということになっております。報告は以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に御意見、御質問がなければ報告第6号は以上をもちまして報告とさせていただきます。

次に、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処理報告のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明(別紙参照)

先ほど報告第6号にてご報告しました取下願について、内容を修正されて新たに届出が出されたものです。こちらにつきましては、11月に届出が出された際に現地調査のほうに行っていました。また、農業委員会のほうでも届出を受理しております。

届出内容に変更がありましたが、確認のうえ、専決処理にて受理しました。報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 それでは特に意見、質問がなければ報告第7号は以上をもちまして報告とさせていただきます。

次に報告第8号、農地法第18条第6号の規定による賃貸借契約解約の通知報告のことを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案朗読及び説明(別紙参照)

内容については資料の21ページ、地図が22ページ、写真が23ページとなっております。

賃貸借契約の合意解約です。[]さんの農地を[]さんが借りておられましたが、現在耕作されていない状況です。今後も耕作のほうは難しいため、合意解約となっております。報告は以上です。

○議長

説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問はありませんか。特にご意見がございませんので、報告第8号は以上をもちまして報告とさせていただきます。

以上で本日予定しておりました議事については全て終了しました。

これにて、第9回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和3年1月20日

議 長 岡本 章男

議事録署名人 大辻 隆廣

議事録署名人 木村 勝